

生物多様性ぐんま戦略進捗状況調査(令和5年度事業) 県の主な取組

基本戦略	県の取組	令和5年度の主な取組状況	今後の方針・課題
1 生物多様性の価値の浸透	環境学習の推進	・尾瀬サスティナブルプラン:群馬らしい学びによる始動人の輩出や群馬の魅力を広く県内外に発信することを目的に①「尾瀬シーズンズスクール」及び②「尾瀬ネイチャーラーニング」を実施した。 ①尾瀬シーズンズスクール 参加者数 14名 ②尾瀬ネイチャーラーニング実施校 46校・2団体、参加人数 2,453人 ・小学生、中学生をそれぞれ対象とした「ミュージアムスクール」「館内授業」「出前授業」、高校生を対象とした「高校生学芸員」「講師派遣」、大学生を対象とした「講師派遣」、大人を対象とした「大人の自然史倶楽部」「自然史講座」「講師派遣」、家族を対象とした「ファミリー自然観察会」「天体観望会」「サイエンス・サタデー」「ミュージアムナイトツアー」「自然史講座」等の事業を実施した。	・①「尾瀬シーズンズスクール」については過去3年間の事業実施結果をもとにし、令和6年度は民間主体での事業化。 ②「尾瀬ネイチャーラーニング」については、事後学習等に対する新たな支援など、事業の効果を高める工夫を加えながら、尾瀬及び芳ヶ平湿地群の魅力を活かしたSTEAM教育を展開する。 ・今後も幼児向けコンテンツの開発・実施について検討すると共に、各世代・各層がより「わかった」「できた」と実感できるようにプログラムの改善に取り組んでいきたい。
	生物多様性に関する情報の発信	・環境ホームページ(ECOぐんま)の運用:群馬県の環境に関する情報を発信するためのホームページを運用し、県民の環境に対する理解を深めた。効率的に情報発信するため、令和5年10月からは県HPのサブサイトへ移行して運用している。	・関係各課との連携を一層深め、内容の充実を図る。環境に関する県の施策に加え、県民の取組も積極的に発信していく。閲覧者が、最新の情報を利用しやすくするために、検索機能の付加や見栄えの等工夫をして、利用しやすいホームページを運用する。
2 緊急性の高い保全施策の実施	生物多様性の保全	・令和5年9月に、新たに7種(動物1種、植物6種)を種の保護条例に基づく特定県内希少野生動植物種に追加指定した。 ・希少高山植物群落保全事業:シラネアオイ等の希少高山植物をシカの食害から守るため、尾瀬高校や地元関係者と保護・復元に取り組むとともに、日光白根山弥陀ヶ池周辺及び七色平に設置した電気柵を保守管理した。 ・希少蝶類パトロール:県指定天然記念物ヒメギフチョウ等の高山蝶について、盗難防止等を目的としたパトロールを保護団体等と協力して実施した。	・今後も地域の希少種や外来種の監視を行い、情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用するとともに、自然保護指導員兼監視員の知識向上のため、研修会の開催及び情報提供紙の発行を行う。 ・シカの食害対策のため設置した電気柵の機能を十分発揮できるよう、引き続き保守管理を実施していく。 ・保護団体等により行われている食草増殖、環境整備等を支援する。
	鳥獣害対策の推進	・捕獲の担い手確保対策:狩猟免許試験の休日開催や地域開催、わな猟所持者向け講習会の実施、10代のわな免許試験手数料減免、ぐんま狩猟フェスティバル2023の開催など、狩猟者の確保対策を実施した。 ・農作物被害対策:農業者、地域が野生鳥獣による農業被害の軽減を実感できるように、国交付金及び県単事業を活用して、地域が主体となった被害対策の取組を支援した。また、鳥獣被害対策支援センターを中心に、有害鳥獣の計画的な捕獲を推進するとともに、被害対策技術の普及や人材育成、調査研究を進めた。	・従前の新規参入者の確保のため、普及・啓発の強化や狩猟免許試験の利便性の向上を一步進め、捕獲初心者の定着化を図るため、銃の技術向上を目的とした研修や狩猟グループとのマッチング支援事業を行う。 ・市町村の被害防止計画に基づく主体的な取組を支援し、総合的な対策を推進するとともに、特にイノシシについては地域と連携した対策(捕獲、緩衝帯整備等)を継続する。
	外来生物対策の推進	・特定外来生物対策:クビアカツヤカミキリ対策として、予防対策事業、防除対策技能向上事業、県有施設防除対策事業、市町村との行政連絡会議の設置などの対策を講じた。また、セアカゴケグモの発見事例(3件)について、報道提供等による周知啓発を行った。	・新たに指定される特定外来生物に留意し、引き続き周知啓発を図る。特にクビアカツヤカミキリについては、農政部及び市町村と連携した各種対策に総合的に取り組むことで、被害の拡大防止を図りながら県民への周知啓発に努める。
	生物多様性を保全するための基盤づくり	・みどりの食料システム法に基づく新たな認証制度(ぐんまエコファーマー)を創設し、エコファーマー137者、ぐんまエコファーマー75者、計212者を認証した。また、特別栽培農産物認証制度では、133者を認証し、下落傾向から改善した。 ・環境に配慮した河川改修:河川幅を十分確保するなど、河川が有している自然の復元力を活用できるように配慮した事業を実施した。また、周囲と調和した明度・彩度・テクスチャーを有する素材の護岸の選定や、護岸天端の工夫をすることで景観にも配慮した。	・「群馬県みどりの食料システム基本計画(令和5年3月策定)」や「群馬県有機農業推進計画(令和6年3月改訂)」に基づき、環境との調和や地域資源の有効活用、持続的な農業生産の発展に向け、有機農業を含む環境負荷低減・資源循環型農業の推進に継続して取り組む。 ・引き続き、環境に配慮した河川改修を推進し、護岸に配慮するだけでなく、河道計画や河岸・水際部の設計についても環境上の機能を確保するなど、生物の育成、生息、繁殖環境の保全に努める。
3 生物多様性の持続可能な利用の推進	生物多様性の持続可能な利用のための取組	・芳ヶ平湿地群ワイズユース促進:芳ヶ平湿地群で尾瀬ネイチャーラーニング事業を実施した。 ・赤城公園で、地元住民や自然環境団体等と意見交換を行いながら、活性化に向けた基本構想に位置づけた2つの拠点施設の基本設計及び実施設計、大沼CFの整備を実施した。また、啄木鳥橋架替及び覚満淵木道再整備の工事を実施し、自然環境の保全に取り組んだ。	・尾瀬ネイチャーラーニング事業について、STEAM教育の実践に繋がるプログラムの検討が必要。 ・赤城公園では、「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」に位置付けられた2つの拠点施設の整備を実施していくため、地元住民や自然環境団体等と意見交換を行いながら工事を実施し、自然環境の保全に取り組んでいく。
	地域資源を活かした観光地の魅力向上	・農泊やグリーン・ツーリズムの推進体制を確立するため、新たに「ぐんま農泊推進ネットワーク会議」を設立、開催するとともに、農泊モデル地区支援事業である「農泊×養蚕」のモニターツアーに関するプロモーション動画の制作を行い、tsulunosで公開した。 ・文化財の保護:連取のマツ・萩原の大笠マツの保護養生事業等、県指定天然記念物6件について補助事業を実施した。さらに、文化財保存活用地域計画・歴史的風致維持向上計画やジオパーク事業を通じた、天然記念物を活用した地域の魅力向上事業への支援を行った。	・地域の新たな魅力創出に向けた農泊モニターツアーの開催や、「ぐんま農泊」の認知度向上、グリーン・ツーリズム実践者のスキル向上のためのイベント「ぐんま農泊キャラバン」を実施するとともに、「ぐんまグリーン・ツーリズムホームページ」内の「農泊を語る」ページでのインタビュー記事掲載や、定期的なホームページの情報更新を行い、グリーン・ツーリズムの普及を図る。 ・名勝・天然記念物を活かした地域の魅力向上に係る市町村事業に対し、適切な支援をしていく。
4 生物多様性に関する情報の蓄積と利用環境整備	生物多様性に関する情報の蓄積	・良好な自然環境を有する地域学術調査:地形地質、植生及び野生動植物の現状把握のための学術調査を委託により実施した。また、過去に作成した報告書を全てPDFデータ化することで、電子データによる報告書の貸出が可能となった。 ・みなかみ町南部(旧新治村、月夜野町)をコアエリアとして調査を進めると共に、調査データが極めてとぼしい中之条町(旧六合村)、高山村等近隣市町村を補完調査対象エリアとして、各分野ごとに計画的な現地調査、資料収集を行った。	・学術調査によるデータの蓄積は、施策の策定に必要な基礎情報として重要であり、今後も地道な調査活動を継続する。 ・自然史調査は対象地域が広いため、範囲を絞り、効率的な調査活動が行えるよう改善を行う。調査の中間発表は特別展で成果を公表していく予定。
	情報の適正な利用環境の整備	・絶滅危惧動植物の保全対策:群馬県レッドデータブック改訂版掲載種のうち早急な保護対策が望まれる264種が県が行う公共工事予定地で確認された場合に、専門家による現地調査や講ずべき保護対策を検討した。R5照会実績は363件。	・各種調査で得られた情報を群馬県GISに反映し、最新の情報のもと希少野生動植物種の保護対策を進める。
5 戦略を着実に推進させる仕組みづくり	生物多様性を担う団体の活動促進	・環境アドバイザーの登録、支援、活躍:定期的な活動を通して、アドバイザーの環境保全意識の向上を図った。 ・環境サポートセンターの運営:環境学習・環境活動の総合窓口として、動く環境教室の実施、環境学習資料の作成、環境活動団体の情報収集及び提供、環境アドバイザー連絡協議会事務局、こどもエコクラブ群馬県事務局等の役割を果たした。利用者数は対前年比30%増加となった。	・ぐんま環境学校(エコカレッジ)の修了生や県内で開催される環境イベント等で本制度をPRし人材確保に努めるとともに、現在登録しているアドバイザーへは研修等を行い、県が進める各施策との連携強化を積極的に行うなど、各アドバイザーが各地域で自主的に活動しやすい土台を行う。 ・HPやX(旧Twitter)(ECOぐんま)で積極的な情報発信を行う。
	各団体の連携の促進	・令和5年度から「森林ボランティア支援センター」を指定管理へ移行。森林ボランティア活動団体を対象にした森林整備作業器具の貸出しなどを実施し、森林ボランティア団体の活動を支援した。	・指定管理制度への移行により、「森林ボランティア支援センター」による情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなどのサポート機能が一時的に滞ってしまった。このため、今後は体制強化を図り、森林ボランティアに取り組む団体等を支援する。